

参考資料 3

(国交省資料：政令改正の概要)

建築物のバリアフリー基準の見直し

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便所の設置数について、**原則、各階に1箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

義務基準

現行

- 建築物に1箇所以上を設ける。

見直し案

<標準的な建築物>

- 各階に1箇所以上※設ける。

<小規模階を有する建築物>（床面積1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合）

- 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上※設ける。

<大規模階を有する建築物>（床面積10,000㎡を超える階（大規模階）を有する場合）階の床面積が

- 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上※を設ける。
- 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加※する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

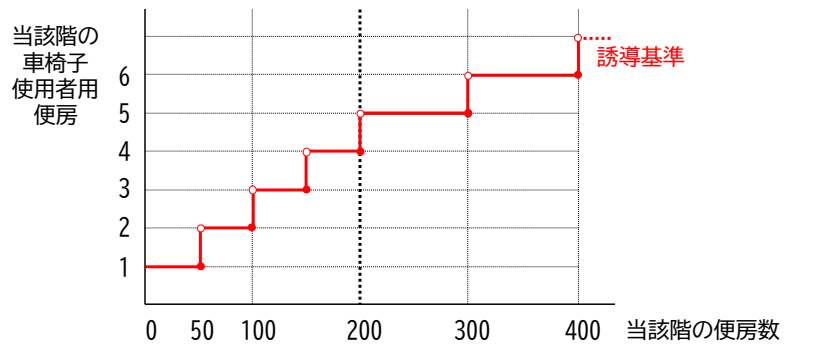
誘導基準

現行

- 各階に1箇所以上を設ける。
- 階の便所数が200箇所以下の場合、2%以上を設ける。
- 階の便所数が201箇所以上の場合、1%+2箇所以上を設ける。

見直し案

- 便所のある箇所に1箇所以上を設ける。



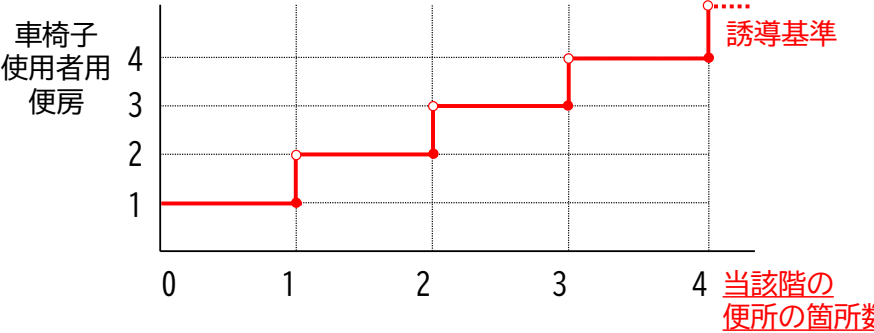
当該階の車椅子使用者用便所

当該階の便所数

当該階の便所数 (X)	当該階の車椅子使用者用便所数 (Y)
0 - 50	1
50 - 100	2
100 - 150	3
150 - 200	4
200 - 300	5
300 - 400	6

誘導基準

当該階の便所数 (X)	当該階の車椅子使用者用便所数 (Y)
0 - 1	1
1 - 2	2
2 - 3	3
3 - 4	4



車椅子使用者用便所

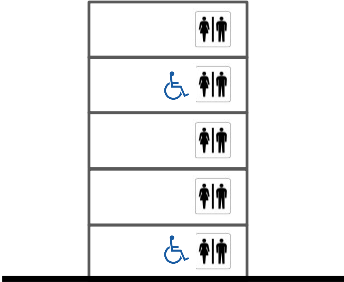
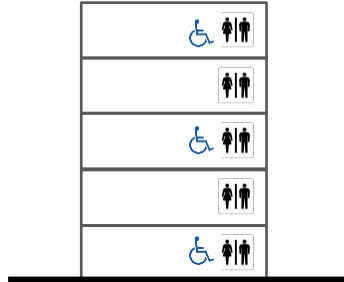
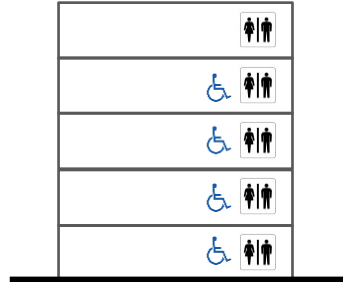
当該階の便所の箇所数

当該階の便所の箇所数 (X)	車椅子使用者用便所数 (Y)
0 - 1	1
1 - 2	2
2 - 3	3
3 - 4	4

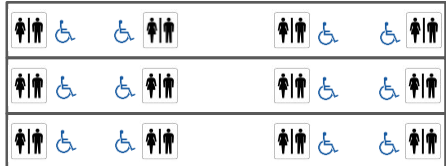
誘導基準

当該階の便所の箇所数 (X)	車椅子使用者用便所数 (Y)
0 - 1	1
1 - 2	2
2 - 3	3
3 - 4	4

（１）「小規模階を有する建築物」に該当する場合

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
階数	地上5階	地上5階	地上5階
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
便所のある階の数	5	5	5
建築物に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

（２）「大規模階を有する建築物」に該当する場合

	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
便所のある階のイメージ	30,000㎡/階 	50,000㎡/階 	70,000㎡/階 
階数	地上3階	地上3階	地上3階
延べ床面積	90,000㎡	150,000㎡	210,000㎡
当該階の便所の数	3	4	4
当該階に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

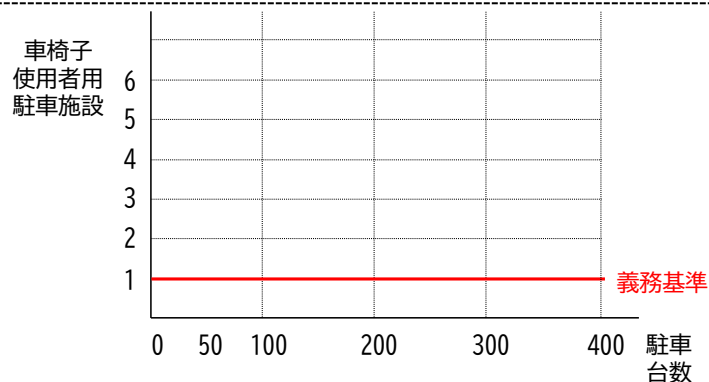
車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

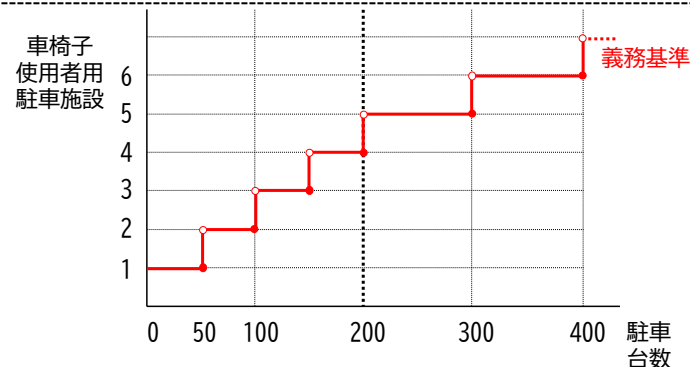
現行

- 1台以上を設ける。



見直し案

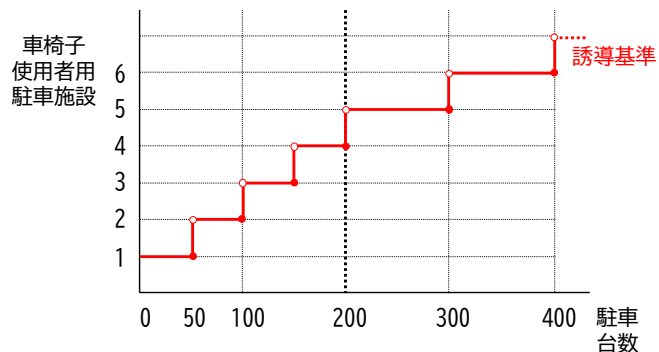
- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



誘導基準

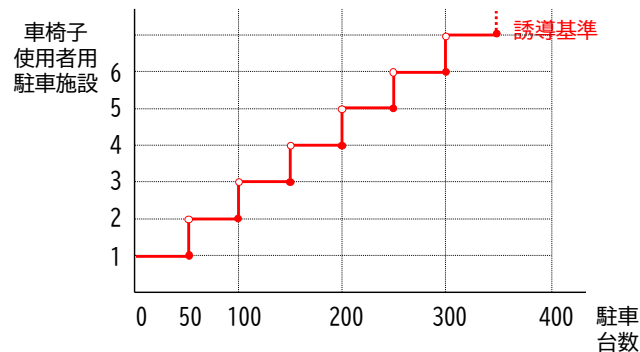
現行

- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



見直し案

- 2%以上を設ける。



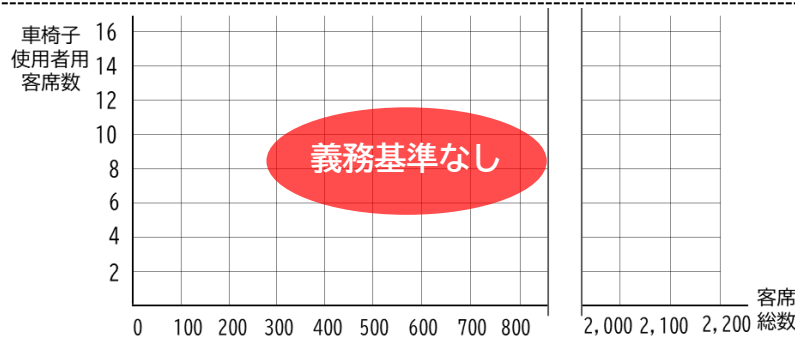
車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、**客席の総数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

現行

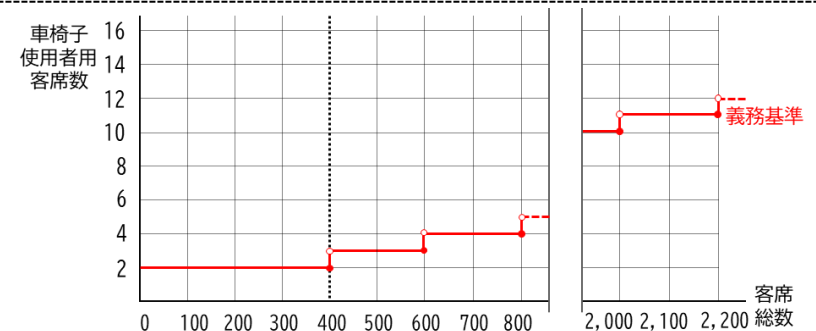
- ・ 基準なし



見直し案

- ・ 400席以下の場合、**2席以上**を設ける。
- ・ 401席以上の場合、**0.5%以上**を設ける。

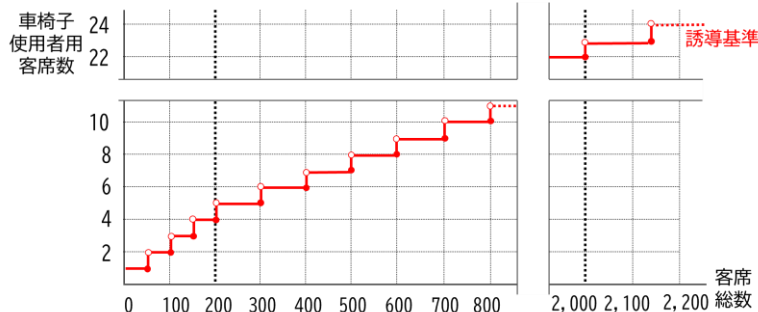
※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



誘導基準

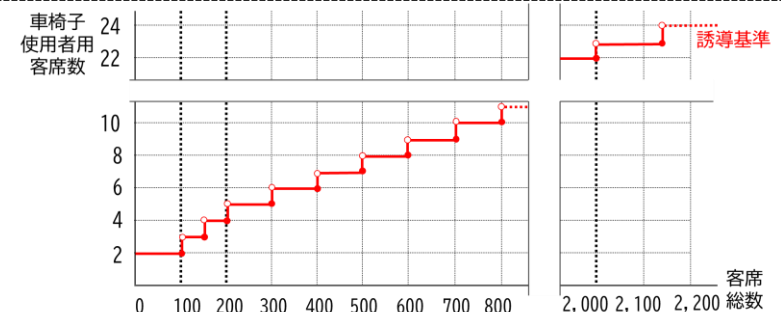
現行

- ・ 200席以下の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、**1% + 2席以上**を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、**0.75% + 7席以上**を設ける。



見直し案

- ・ 100席以下の場合、**2席以上**を設ける。
- ・ 101～200席の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、**1% + 2席以上**を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、**0.75% + 7席以上**を設ける。



バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の適用要件を定めた「国土交通省告示第1481号」に**車椅子使用者用便所の設置のみで特例が可能となるよう規定を追加**することで**車椅子使用者用便所の設置を促進**する。

	現行	見直し案																								
特定建築物	次の基準に適合すること ・ 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する	次の基準の いずれか に適合すること ・ 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する ・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便房※を設ける																								
特定建築物 以外	次の基準に適合すること <table><tr><td colspan="2">・ 以下の全てに適合する</td></tr><tr><td>出入口</td><td>(略)</td></tr><tr><td>廊下</td><td>(略)</td></tr><tr><td>階段</td><td>(略)</td></tr><tr><td>便所</td><td>・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である</td></tr><tr><td>敷地内通路</td><td>(略)</td></tr></table>	・ 以下の全てに適合する		出入口	(略)	廊下	(略)	階段	(略)	便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である	敷地内通路	(略)	次の基準の いずれか に適合すること <table><tr><td colspan="2">・ 以下の全てに適合する</td></tr><tr><td>出入口</td><td>(略)</td></tr><tr><td>廊下</td><td>(略)</td></tr><tr><td>階段</td><td>(略)</td></tr><tr><td>便所</td><td>・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である</td></tr><tr><td>敷地内通路</td><td>(略)</td></tr></table> ・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便房※を設ける	・ 以下の全てに適合する		出入口	(略)	廊下	(略)	階段	(略)	便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である	敷地内通路	(略)
・ 以下の全てに適合する																										
出入口	(略)																									
廊下	(略)																									
階段	(略)																									
便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である																									
敷地内通路	(略)																									
・ 以下の全てに適合する																										
出入口	(略)																									
廊下	(略)																									
階段	(略)																									
便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である																									
敷地内通路	(略)																									

※ 車椅子使用者用便所の構造は以下の通り

- ・ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- ・ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること

赤字:現行の基準に追加した箇所